

金沢大学 大学院法学研究科

法学・政治学専攻
学生の確保の見通し等を記載した書類

国立大学法人 金沢大学

目 次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し	1
ア) 定員充足の見込み	1
イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	1
ウ) 学生納付金の設定の考え方	2
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	2

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	3
② 上記①が社会的，地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの 客観的な根拠	3

資料目次	5
------	---

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア) 定員充足の見込み

金沢大学は、「法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者を目指す者または高度専門職業人」を養成するため、法学研究科法学・政治学専攻（修士課程）を設置することとしている。

定員の設定にあたっては、母体となる現在の人間社会環境研究科法学・政治学専攻と同数の入学定員 8 名とする。

表 1 修士課程（標準修業年限 2 年）

大 学 名	定員	
	入学定員	収容定員
法学・政治学専攻	8 名	16 名

開設年度の入学対象者に対しアンケート調査を行った結果、本専攻に「進学したい」と回答した学生は 7 名であった。また、「進学を考えたい」と回答した 34 名に対して「どのような要因が解決されれば進学したいと思うか」を調査した結果、本学が従来から実施している取組みと新たに実施する取組みを十分に学生に対して周知することにより、進学希望者となり得る学生が 11 名であると判断され、学内からの進学希望者は 18 名となる。

さらに、北陸地域の 51 団体（企業、自治体等）を対象としてアンケート調査を行った結果、11 団体から「従業員のリカレント教育等に活用できる可能性がある」との回答があるため、社会人入学者も見込むことができることから、入学定員の 8 名については、十分な競争性を担保したうえで充足することが見込まれる。

イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

開設年度に入学対象となる学生に対し、新しい法学・政治学専攻の構想を広く紹介したうえでアンケート調査を行った結果、227 名からの回答があり、表 2－1 及び表 2－2 の結果を得た。

表 2－1 法学研究科法学・政治学専攻への進学について

調査項目	回 答	回答者数
新しい「法学・政治学専攻」に進学したいと思いますか。	進学したい	7 名
	進学を考えたい	34 名
		41 名

表 2-2 法学研究科法学・政治学専攻への進学について

(※表 2-1 において「進学を考えたい」と回答した者 34 名を母数として調査)

調査項目	回 答	回答者数 ※複数回答
どのような要因が解決されれば、新しい「法学・政治学専攻」へ進学したいと思いますか。	大学に対する要請	経済的負担が少なければ
		22 名
		修了までの期間を 1 年に短縮できるのであれば
		8 名
		研究環境（研究スペース、図書室等）が良ければ
		5 名
	社会に対する要請	地方自治体・大学法人等の公的団体が院卒者枠の採用試験を行うのであれば
		13 名
		公共団体や企業に採用された後、給与や昇進で有利になるのであれば
		15 名
		資格試験で有利になるのであれば
		8 名

表 2-1 によると、「進学したい」とする者は 7 名（その内、本専攻の基礎となる法学類以外からの進学希望者は 2 名）であった。また、「進学を考えたい」と回答した者 34 名に対して、どのような要因が解決されれば法学・政治学専攻に進学したいかを聞いたところ、表 2-2 の結果を得た。このうち、複数回答の中で「社会に対する要請」の項目を 1 つ以上選択した学生 23 名については、社会全体の変革は短期間では進まないと判断されるため、開設時の進学希望者とみなすことは困難と判断されるが、経済的負担軽減等の「大学に対する要請」項目のみを選択した学生 11 名については、後述する学生確保に向けた具体的な取組の実施と周知により、十分進学希望者となり得ると判断される。これにより、学内からの進学希望者は 18 名と想定される。

また、北陸地域の 51 団体（企業、自治体等）を対象としてアンケート調査を行った結果、24 の団体から回答を得、その内 11 団体（回答団体の 45.8%）から「高度専門職コースは従業員のリカレント教育等に活用できる可能性がある」との回答を得た。更に複数の自治体から「新設される法学研究科で学ぶことを希望する職員を支援し、職員の法的能力等の向上を図っていきたい」との意見も出されている。

このような社会人のリカレント教育の広がりにより、本専攻への進学希望者は高まると考えられ、加えて留学生及び他大学の学生（法律を専門としない学部卒業生を含む）等からの進学希望も想定されることから、定員設定の 8 名は、十分な競争性を担保した適切なものであるといえる。

ウ) 学生納付金の設定の考え方

学生納付金については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日 文部科学省令第 16 号）に基づき、同省令に掲げる授業料、入学料及び検定料の額を標準として設定する。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

在学者アンケートにおいて、進学希望者が進学を阻むと考えている要因への対応を中心に次のような取組みを行い、学生に対しての周知徹底を図る。

・経済的負担の軽減

本学においては授業料減免制度及び海外での学会発表時等においてはスタディアブロード奨学金大学院研究交流枠等、学生の経済負担軽減に向けた取組みを実施しており、その利活用を推奨する。更に、ティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度を多くの学生に適用させることにより、経済的負担軽減と共に自らの研究の深化と理解の定着を図る。

併せて、法学・政治学を学ぶ上で必須となる図書の購入費用等について研究費支援制度を充実させるなどの取組みによって研究環境の整備にも繋げる。

・早期修了制度

本学大学院学則に定めるとおり、修士課程については優れた業績を上げた者について、標準修業年限に関わらず、1 年での修了が認められており、本制度の一層の周知を図る。

また、本専攻においては、入試の一形態として、大学院設置基準第 3 条第 3 項に基づく、標準

修業年限を1年とする履修制度（短期（1年）在学型制度）を導入しており、社会人に対するリカレント教育においても1年での修了を可能としている。

・研究環境の整備

法学・政治学を学ぶ上で必須となる図書の購入費用等を中心とした研究支援制度を充実させ、実施する。また、施設面においては人間社会2号館に本研究科の研究室を整備するほか、法学に関する雑誌や判例集等を中心に所蔵した法学類図書室（人間社会2号館、蔵書数約24,000冊、和雑誌約500・洋雑誌約200タイトル（大学紀要、購入中止分を含む）及び法科大学院図書室（人間社会3号館、蔵書数約6000冊・和雑誌約20タイトル）を設置している。法学・政治学専攻院生は法学類図書室をいつでも（終日、毎日）利用可能である。また、法律情報データベースであるWestLaw Japan及びWestLawを利用できる。

（２）人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

経済システムや社会システムの在り方や産業構造等が、世界規模で急速かつダイナミックに変化する中、自治体・企業等が行う社会活動においては、従来の法制度やルール解釈だけでは妥当な解決に導くことが困難な、新たな形態の問題が発生している。こうした法的紛争の解決に向けて、精緻な理論研究を行う研究者や、法的紛争解決のためのプロフェッショナルである法曹に加え、高度な法律知識や政策立案能力を有し、企業や国・自治体において適切な法的判断や規則・制度の設計を行い、法的紛争を未然に防ぐことのできる高度専門職業人を、大学院レベルにおいて養成していく必要がある。

こうした課題解決に向け、従前の独立研究科である法務研究科（法科大学院）を法学研究科へと名称変更したうえで新たに法学・政治学専攻を設置し、当該専攻内に研究者を養成する「研究コース」と高度専門職業人を養成する「高度専門職コース」を設けることとした。法科大学院と同一研究科内に設置することにより、これまで法科大学院で開講していた弁護士等実務家教員による授業科目を法学・政治学専攻の学生にも開放し、より高度で実践的な講義・指導を受ける環境を充実する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

前述のとおり、社会活動において生じる新たな形態の法的紛争に対して、その解決を図り、又は未然に防ぐことのできる高度専門職業人の養成は、急速な社会変化の中にある我が国において喫緊の課題である。

こうした人材養成に関し、実際の現場におけるニーズを把握するため、2018（平成30）年11月に、全国の企業や自治体を主対象としてアンケート調査を実施し、24団体（企業9社、自治体15機関）から回答を得た。

表3-1 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の有用性について

調査項目	回答	回答率(回答団体数)	計
高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材は、貴組織の業務遂行に有用だと思いますか。	非常に有用である	54.2% (13団体)	87.5% (21/24団体)
	どちらかと言えば有用である	33.34% (8団体)	

〔有用であるとする理由（自由記述）〕

- ・訴訟リスクの回避、政策立案能力向上の必要性、市民ニーズや市を取り巻く状況等、行政課題の複雑化・高度化・多様化への対応が必要
- ・行政が解決すべき課題は複雑化しており、解決には職員1人1人が高度な知識を持つ必要があり、その中でも法律・政策立案は重要な分野であるため

上記の調査の結果、高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の有用性は、回答団体の約90%が認めているところである。更に、複数の自治体から「今まで以上に高度な専門知識と能力、そして柔軟な発想力をもつ人材を県職員として採用することが重要」「より高度な能力を有する人材が求められている昨今の社会状況と合致する」等の意見が提示されていることから、本専攻が養成する人材に対して社会的な需要があることは明らかである。

表 3-2 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用見込みについて

調 査 項 目	回 答	回答率(回答社数)	計
高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用について、どうお考えでしょうか。	とくに枠を設けて採用を検討したい	4.2% (1 団体)	79.2% (19/24 団体)
	従来の採用枠の中で採用することは検討できる	75.0% (18 団体)	

表 3-3 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用見込みについて
(※表 3-2 において「従来の採用枠の中で検討できる」と回答した 18 団体からの回答)

調 査 項 目	回 答
年あたりおよそ何人程度の採用が想定できますでしょうか。	2 人/年 (専門技術サービス業) 1 人/年 (製造業) 0.5 人/年 (自治体) (製造業) (小売業) 0.25 人/年 (製造業)

本専攻における研究コース(2～3名)は博士後期課程への進学, 高度専門職コース(5～6名)は「高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材」として各自治体及び企業等への就職をそれぞれ想定している。

表 3-2 に示した通り, 「とくに枠を設けて採用を検討したい」としている団体においては年 1 名以上の継続的な採用が見込まれ, また, 「従来の採用枠の中で採用することは検討できる」としている 18 団体についても, 「年 2 名程度 (専門技術サービス業)」「年 1 名程度 (製造業)」「2 年に 1 名程度 (小売業, 自治体)」等, 具体的な人数を示したうえで回答があったことから, 継続的な採用が見込まれるところである。また, 複数の自治体から「高度な能力を修得した方に職員として働いてほしい」との要望もあり, 北陸地域内に限定しても年 4～5 名程度の社会的ニーズがある。さらに, 前述したとおり 11 団体から「リカレント教育に利用できる」との回答があったことから, 年 1～2 名程度社会人の受入れが想定できる。

以上のことから, 修了生の採用見込みの観点においても, 社会的, 地域的な人材需要の動向を踏まえた構想であるといえる。

資 料 目 次

資料 1	「法学研究科（2020 年 4 月設置予定）アンケート」 調査方法：Web による調査 期 間：2019 年 2 月 対 象：設置時に入学対象となる学内の学類生	6
資料 2	「金沢大学大学院法学系研究科（仮称）の設置に関するアンケート調査」 調査方法：紙による配付調査 期 間：2018 年 11 月 対 象：地方自治体・民間企業	8
資料 3	アンケート添付資料（資料 1・2 のアンケートに添付）	11
資料 4	石川県意見書「金沢大学法学研究科の設置について」 回 答：石川県総務部人事課	12
資料 5	金沢市意見書「金沢大学大学院法学研究科構想について」 回 答：金沢市総務局人事課	13
資料 6	富山県意見書「金沢大学大学院法学研究科構想に期待する」 回 答：富山県経営管理部人事課	14
資料 7	福井県意見書「金沢大学大学院法学研究科構想について（意見）」 回 答：福井県総務部人事企画課	15

法学研究科（2020 年 4月設置予定）アンケート

金沢大学では、「法」を基軸とする一つの大学院（法学研究科（仮称））を設置し、法学の研究者を目指す「研究コース」と、税理士や弁理士などの士業や企業の法務部門・行政の政策立案部門などで活躍する法曹以外の高度専門職業人（パラリーガル）を養成する「高度専門職コース（仮称）」の2コースからなる「法学・政治学専攻」を新たに設ける予定です。（2020 年 4 月開設予定）。

回答期間

2019/02/01～2019/02/08

アンケート区分

匿名アンケート

あなたの所属等について教えてください。

Q1 学類名 【必須入力】

- ☐人文学類法学類
- ☐経済学類
- ☐学校教育学類
- ☐地域創造学類
- ☐国際学類
- ☐数物科学類
- ☐物質化学類
- ☐機械工学類
- ☐電子情報学類
- ☐環境デザイン学類
- ☐自然システム学類
- ☐薬学類・創薬科学類
- ☐保健学類

Q2 学年 【必須入力】

- ☐2 年
- ☐3 年

Q4 新しい「法学・政治学専攻」に進学したいと思いますか？ 【必須入力】

- ☐進学したい
- ☐進学を考えたい
- ☐進学しない

上の設問で「進学を考えたい」と回答された方にのみお聞きします。

Q5 どのような要因が解決されれば、新しい「法学・政治学専攻」へ“進学したい”と思いますか？（複数回答可）

- ☐ 経済的な負担が少なければ、進学したい。
- ☐ 修了までの期間を1年に短縮できるのであれば、進学したい。
- ☐ 研究環境（研究スペース・図書室等）が良ければ、進学したい。
- ☐ 地方自治体・大学法人等の公的団体が院卒者枠の採用試験を行うのであれば、進学したい。
- ☐ 公的団体や企業に採用された後、給与や昇進で有利になるのであれば、進学したい。
- ☐ 資格試験で有利になる（科目免除制度がある税理士試験など）のであれば、進学したい。
- ☐ その他

Q6 前の設問で「その他」を選択した場合は、具体的な要因を教えてください。（200文字以内）

これでアンケートは終了です。「確認」をクリックし、回答内容を確認したうえで「送信」をクリックしてください。ご協力ありがとうございました。

金沢大学大学院 法学系研究科(仮称)の設置に関するアンケート調査票(回答票)

1-1 現在の従業員・職員数(正社員数)を教えてください。() 名

1-2 貴組織の業種について、次のうち該当する番号に○をつけてください。

- | | | | | |
|------------------|--------------------|----------------------|-------------|--------|
| 1. 農業, 林業 | 2. 漁業 | 3. 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 4. 建設業 | 5. 製造業 |
| 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 7. 情報通信業 | 8. 運輸業, 郵便業 | 9. 卸売業, 小売業 | |
| 10. 金融業, 保険業 | 11. 不動産業, 物品賃貸業 | 12. 学術研究, 専門・技術サービス業 | | |
| 13. 宿泊業, 飲食サービス業 | 14. 生活関連サービス業, 娯楽業 | 15. 教育, 学習支援業 | | |
| 16. 医療, 福祉 | 17. 複合サービス事業 | 18. その他サービス業 | 19. 県 | 20. 市 |
| | | | | 21. 町村 |

新たに設置する「高度専門職業人養成コース(仮称)」では、高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材を養成する教育プログラムを準備しています。

2-1 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材は、貴組織の業務遂行に有用だと思いますか。
次のうち該当する番号に○をつけてください。

1. 有用である
2. どちらかといえば有用である
3. どちらかといえば有用ではない
4. 有用ではない
5. わからない
6. その他(ご記入ください:)

(それはなぜですか(※ご回答は任意です。))

2-2 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用について、どうお考えでしょうか。次のうち該当する番号に○をつけてください。(社会人としての一般的な素養は身に付けていると仮定してお考えください。)

1. とくに枠を設けて採用を検討したい
2. 従来の採用枠の中で採用することは検討できる
3. どちらかといえば採用は検討しにくい
4. 採用したくない
5. わからない
6. その他(ご記入ください:)

年あたりおおそ何人程度の採用が
想定できますでしょうか(※ご回答は任意です。)
人 程度/年

(それはなぜですか(※ご回答は任意です。))

2-3 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材を養成する「高度専門職業人養成コース(仮称)」は、今後、貴組織において、従業員・職員のリカレント教育(学び直し)等に活用できる可能性があると思いますか。次のうち該当する番号に○をつけてください。

1. 活用できる可能性がある
2. 活用できる可能性はない
3. わからない
4. その他(ご記入ください:)

(それはなぜですか(※ご回答は任意です。))

(裏面に続きます)

- 3 その他、金沢大学や法学系研究科（仮称）に対するご意見やご要望等がございましたら、以下にご記入ください。

（※ご回答は任意です。）

- 4 本アンケートの回答内容によっては、後日お話をうかがいたいのですが、その場合にはこちらから問い合わせを差し上げてよろしいでしょうか。同意いただける場合は、以下に連絡先をご記入ください。

企業・団体名：

部署名：

ご担当者名：

電話番号：

E-mail：

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒で、11月15日（木）までにご返送ください。

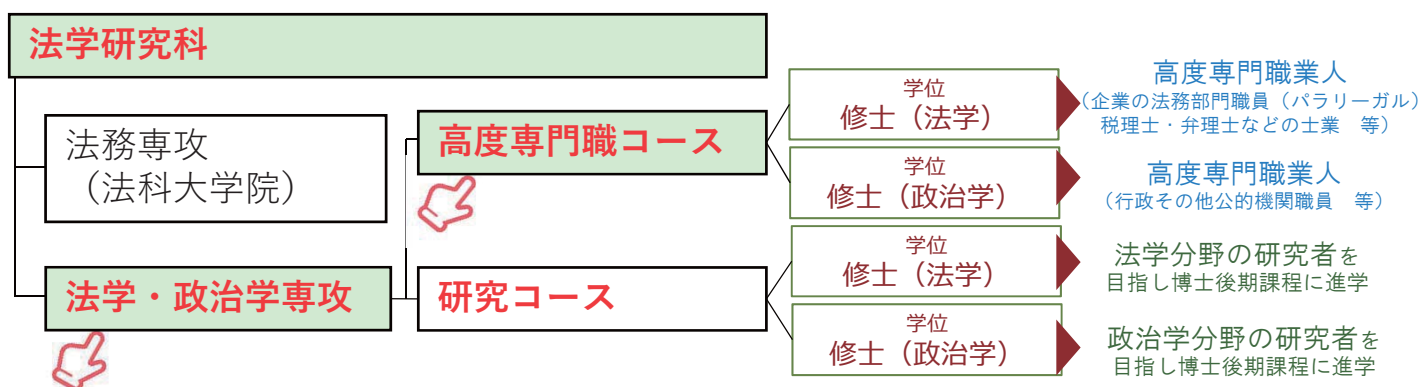
金沢大学「法学研究科」 （2020年4月設置計画）中

人間社会環境研究科法学・政治学専攻と法務研究科（法科大学院）を統合し、**法を基軸とした独立研究科を設置**

主な改組内容

- 新たに「法学研究科」を設置し、法務専攻（法科大学院）と法学・政治学専攻（修士課程）を置くことにより、**法学・政治学専攻の修士課程学生が法科大学院教員等からの実践的講義・指導を受ける環境を整備。**
- 法学・政治学専攻では、**研究者を目指す「研究コース」に加え、高度専門職業人を目指す「高度専門職コース」を設置。**

法学研究科法学・政治学専攻の概要



- 修了年限：原則2年（成績優秀な場合は1年で修了可）

修士課程院生への支援等

・学費支援 手当等

- 授業料半額・全額免除制度あり。
- 海外学会等へ参加する場合は「スタディアブロード奨学金大学院研究交流枠」の使用が可能。
- TA(Teaching Assistant) 制度あり。
- 将来研究者となる意欲と優れた研究能力を有する者を採用するRA (Research Assistant) 制度あり。
- 図書購入・コピー代等の研究費支援制度あり。

研究環境

- 院生研究室を毎日・24時間利用可能。
- 法学類図書室を毎日・24時間利用可能。

「法学・政治学専攻高度専門職コース」の特徴

地域社会で即戦力となれる人材の育成を目指す

法科大学院との連携

- 法学・政治学専攻院生は法務専攻(法科大学院)の以下のような選択科目を履修できる。
 - ✓ 社会保障法・労働法・知的財産法など、実務に近い実定法科目を学ぶ。
 - ✓ 法の理論や歴史に関する科目、政治学に関する科目を学び、法制度の変更があっても柔軟に対応できる基盤的能力を身につけられる。

実務能力向上を目指した科目を新設

- **税理士** 試験者向けに、大学院を経て税理士として活躍している講師による**租税法**の講義を開講
- **地方自治体** 職員に必須の知識を学ぶ「**政策法務**」「**危機管理法制**」「**選挙管理法制**」を開講
- **企業** が直面する紛争予防に役立つ「**ビジネス法務**」を開講
- 交渉(ネゴシエーション)に関する知識や技術について学ぶ「**交渉学**」を開講
- 具体的な法的・政策的課題を基に、実践的な研究活動を行う「**プロジェクト研究**」を開講

修士論文に代えて、リサーチペーパーの執筆・提出でも修了可

「研究コース」においてはこれまでと同様に個別分野の理論を追及するカリキュラムを実施するが、法務専攻との研究科共通科目において開講する「租税法各論」「政策法務」等の科目は受講可能。

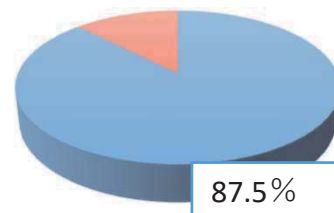
企業・自治体等の就職ニーズについて

① 大学院への進学によって就職が不利になるのでは？

北陸地域の企業・自治体を対象としたアンケート調査を実施した結果、

約90%の企業・自治体が「高度な知識を有する修士人材」の有用性について肯定。

行政が解決すべき課題は複雑化しており、解決には職員1人1人が高度な知識を持つ必要がある
(自治体からの意見)



- 有用である/どちらかと言えば有用である
- 有用ではない/分からない

② さらに文部科学省が“大学院修了生の就職後押し”を検討中

- ・ 専門性や幅広い能力等を適正に評価し、それらを活用することや、従業員の大学院での学位取得の奨励を通じて更なる生産性の向上やイノベーションの創出を図ることが、我が国の産業界が国際競争の中で生き残っていくために不可欠。
- ・ 国及び地方公共団体も自ら博士課程修了者の積極的な採用や大学院での学位取得を奨励する取組を進めていくことを期待。

文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会第91回大学院部会 (H31.1.10)

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(審議まとめ案)

↓ **こちらからアンケートにご協力をお願いします。**

<https://eduweb.sta.kanazawa-u.ac.jp/portal/StudentApp/Top.aspx>

「アンケート回答」⇒「法学研究科(2020年4月設置予定)アンケート」

人 第 1 0 1 1 号

平成31年3月19日

金沢大学学長

山崎 光悦 様

石川県総務部人事課長 新田町 弘幸



金沢大学法学研究科の設置について

金沢大学におかれましては、現在の「大学院法務研究科」と「大学院人間社会環境研究科法学・政治学専攻」を、2020年4月に「大学院法学研究科」として統合する計画を進めておられると伺っております。

法学研究科には、地方自治体職員に必要な知識や能力を備えた人材を養成する「高度専門職コース」を新たに設置されるとのことであり、多様な授業科目と学生の語学力向上に力を入れておられる金沢大学の特色を活かしたカリキュラムにより、高い政策立案力や外国語の運用能力を有する人材が輩出されることが期待されることです。

地方分権の推進とともに、その主体となる地方自治体は、住民ニーズに対応して自らが立案した施策を実現することが必要となっており、職員には広い見識と高い能力が求められております。

本県でも、多様化する県民ニーズに対応し、従来にも増して質の高い行政サービスを提供していくため、「石川県人材育成ビジョン」及び「行政経営プログラム」に基づき、職員がその意欲と能力を十分に発揮できる環境整備と主体的なキャリア形成を促進するなど、県民に信頼されるプロフェッショナルな職員づくりを推進しているところです。

法学研究科の設置後は、本県をはじめ地方自治体にとって即戦力となる優秀な人材が、これまで以上に輩出されるものと考えており、この度の計画には大いに期待をしております。

金沢大学学長
山崎光悦殿

金沢大学大学院法学研究科構想について

金沢市では、平成12年1月に「人材育成基本方針」を策定して以降、市民の負託に応えることのできる人材の採用と育成に取り組んでまいりました。特に、現在実施中の「第3期人材育成実行計画」（平成28年3月策定）においては、「求められる人材像」として以下の4つの目標を掲げています。

- (1) 市民一人ひとりの幸せを願い、住民や地域への貢献を最優先に考える職員
- (2) 全体の奉仕者として、意欲と情熱を持って職務に取り組む職員
- (3) 金沢の独自性（学術文化・伝統環境）とヒューマン・コミュニティを大切にし、思いやりや広い視野と豊かな感性を持つ職員
- (4) 絶えず自己啓発に努め、高い見識を持って行動する職員

ところで、本市を含め地方自治体を取り巻く環境は常に変化しており、また市民が求める行政サービスの内容も多様化・高度化しつつあるため、上記の諸目標をより高いレベルで達成することが必要であると感じています。日々の業務で前例のない事例に直面することも珍しくなく、その際には法令・条例を含め、しっかりとした法的根拠に基づき、かつ、広い視野から対応を提案できる能力が求められますが、そのような能力を修得することは容易なことではありません。

さて、このたび金沢大学では、法学を研究・教育する二つの組織（人間社会環境研究科法学・政治学専攻と法務研究科（法科大学院））を「法学研究科」という新たな組織に統合する改組を計画していると伺いました。この改組によって、法学・政治学専攻の院生と法科大学院の院生がともに学べる授業科目の大幅増設、地方自治体職員を目指す方や資質向上を図る地方自治体職員にとって有用な授業科目（「政策法務」「選挙管理法制」「危機管理法制」など）の新設等により、法や政治に関する高度な知識と能力を備えた高度専門職業人を養成したいとのことでした。このような改組の方向性は、本市が掲げる上記の目標や、地方自治体においてより高度な能力を有する人材が求められている昨今の社会状況とまさしく合致するものであり、この度の改組に大いに期待するものです。

なお、本市では、従来より、職員が仕事を続けながら大学院で学ぶための助成制度や、休業して大学院で学ぶことを認める制度を設けています。これらの制度により、新設される法学研究科で学ぶことを希望する職員を支援し、本市職員の法的能力等の向上を図っていきたいと考えておりますことを申し添えます。

平成31年1月7日

金沢市総務局人事課 課長 川畑 宏樹



金沢大学学長
山崎光悦殿

金沢大学大学院法学研究科構想に期待する

富山県では、県民の負託に応える強い意欲と高い見識を備えた人材を県職員として募集し、また採用後も能力向上を継続的に図るための職員研修等を行ってきました。特に行政職の職員は、商工業や農林水産業の振興、健康・福祉・教育のための施策、環境保護、災害対策、まちづくり、観光振興、国際交流など、多様な職務に従事することが求められるため、あらゆる案件に対処できる総合力・調整力を備えていることが望まれます。

ところで、近年の飛躍的な情報通信技術の発展、交通・輸送手段の発達、国際的な金融システムの整備等により、人、モノ、情報、資金等が活発に流動するグローバル化が加速度的に進展しています。また、少子化の進展に伴い、本県の生産年齢人口は減少傾向が続いており、その対策も急務となっています。高齢化対策としては、本県では地域共生社会の実現を目指す「富山型デイサービス」等の普及に努めていますが、それにとどまらないより一層の取組みが求められています。さらに東京一極集中傾向の継続、それにとまなう県内人口の流出、また、県内でも中山間地域における過疎化の進行も続いています。このように、グローバル化・少子高齢化・人口減少・過疎化といった困難な諸課題に対応していくためには、上記で述べた総合力・調整力に加えて、今まで以上に高度な専門知識と能力、そして柔軟な発想力をもつ人材を県職員として採用することが重要となっています。

金沢大学では、法学を研究・教育する二つの教育組織を「法学研究科」という新たな組織に統合するための検討を進めておられると伺いました。また、この統合の機会を捉えて、法曹や研究者の他に、自治体を始めとする公的団体で求められる高度な能力を備えた人材の養成をも目指すとのことでした。とくに自治体職員にとって有用な授業科目を新設され、その中に「危機管理・復興法制」という科目もあるとのことですが、自然災害の少ない本県でも、立山火山の噴火等の不測の事態に備えることは常に重要な課題であり、当該授業は非常に有用であると考えます。また、大学院レベルの社会保障法や労働法・租税法・知的財産法など、従来は法科大学院の院生に対してのみ開講していた講義をその他の院生も履修できるようにするなどの計画、さらに、自ら課題を定め、教員の指導の下でその解決策を探り修士論文を執筆するという修士課程の教育プログラムも、本県が必要とする人材の養成に貢献すると考えます。

本県はこれまでも金沢大学の学士課程を卒業した方を多く採用してきましたが、今後は、大学院でより高度な能力を修得した方も本県の職員募集に応募していただくことを希望します。以上を踏まえ、この度の貴学の大学院改革に大いに期待をしています。

平成31年2月21日
富山県経営管理部人事課
課長補佐 杉原 英樹



金沢大学学長
山崎 光悦 殿

金沢大学大学院法学研究科構想について(意見)

2023年春に北陸新幹線の金沢・敦賀間が開業する予定であり、福井駅と金沢駅間の所要時間は現在約50分かかりますが、新幹線開業後は半分程度に短縮されます。開業後、福井県と石川県の交流はますます活発となり、両県が協力して地域の課題に広域的に対処する必要性が高まると思われます。

貴学では、法学に関わる二つの大学院組織を統合し、「大学院法学研究科」を新たに設ける計画を進めておられると伺いました。特にその下に置かれる「法学・政治学専攻」には、国や地方自治体の職員等を目指す方や、既に地方自治体等で働いている職員を対象とする「高度専門職コース」を設置するとのことでした。

福井県庁では毎年150名程度の職員を新規に採用しておりますが、そのうち1割程度は大学院修了者です。ただし、その多くは理科系の技術職での採用であり、行政職での採用は少ない状況にあります。今後、複雑かつ高度化する県政の課題に対応するためには、行政職でもこれまで以上に豊富な知識、高度な能力が求められるようになることが予想されます。法学研究科設置後は、同研究科で学び、知識を身に着けた学生が本県の職員募集に応募することが期待されます。

更に本県では、「自己啓発等休業制度」を設け、職員が休業して大学院等に修学することを認めています。また、「福井県大学院修学助成金制度」を設け、大学院で学ぶ職員への経済的助成を行っています。これら制度の利用により、職員が同研究科において、職務を通じた経験や研修等では習得できない知識等を身に着け、日頃の職務に活かされることが期待されます。

平成 31年 3月 11日
福井県総務部人事企画課
人事グループ

企画主査 増田 朋之 